

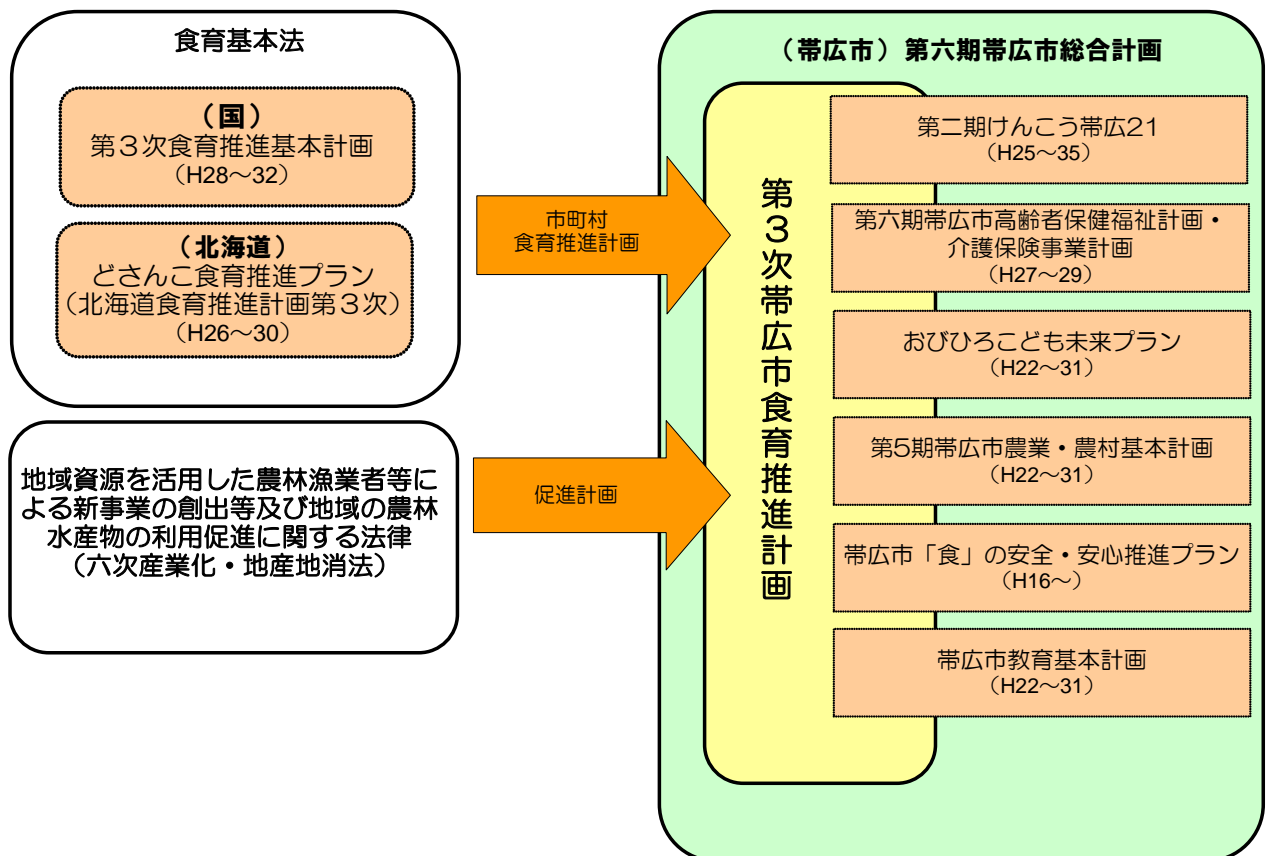
第2章 計画の基本的な考え方について

1. 計画の位置付け

第3次帯広市食育推進計画は、「食育基本法」第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置付け、本市の「食育」を総合的、具体的に推進するための総合的な指針として策定するものです。

また、国の「第3次食育推進基本計画」や北海道の「北海道食育推進計画（第3次）」を踏まえたうえで、「第6期帯広市総合計画」や、「第二期けんこう帯広21」などの各分野計画などと整合性を図るとともに、連携しながら「食育」の取組を推進します。

また、本計画では、地産地消の推進についても取り組むことから、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」第41条第1項で定める地域の農林水産物の利用の促進についての計画（促進計画）として位置付けるものです。



2. 計画期間

計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化などによって計画の変更が必要となった場合には、適宜見直すこととします。

3. 基本理念

すべての市民が生涯にわたって「食」に関心を持ち、
健全な「身体」と豊かな「心」を育み、
食の魅力があふれる元気な「地域」を目指します

「食」は生きていくうえでの基本であり、私たちが健康で豊かに生活するためには欠かせないものです。

帯広市には、広々とした田園空間の中で展開される大規模農業により生産された新鮮で美味しい農畜産物が豊富にあり、私たちの「食」を支えています。

食育の推進にあたっては、私たちが有している「食」の恵みを活かしながら、すべての市民が生涯にわたって「食」に関心を持ち、健全な「身体」と豊かな「心」を育むとともに、「食」と「農林漁業」を柱とする「フードバレーとかち」の旗印のもとに、「食」の魅力があふれる元気な「地域」を目指します。

4. 基本方針と基本施策

基本理念の実現に向けて、3つの基本方針と10の基本施策を柱として、食育を推進していきます。

基本理念

すべての市民が生涯にわたって「食」に関心を持ち、健全な「身体」と豊かな「心」を育み、食の魅力があふれる元気な「地域」を目指します

基本方針

1. 食の環を広げて育む
健康な「身体」

2. 食の環を広げて育む
豊かな「心」

3. 食の環を広げて育む
元気な「地域」

基本施策

1. 規則正しい食習慣を身につける
2. 栄養バランスに配慮した食生活を実践する

1. 食を楽しむ
2. 伝統的な食文化への理解を深める
3. 食への感謝の心を育む
4. 食の安全・安心に対する理解を深める
5. 食の循環や環境に対する理解を深める

1. 地元の食材を使った豊かな食生活を実践する
2. 地域の農業や食産業に対する理解を深める
3. 食を通じた人と人とのふれあいや交流を深める

5. 食育推進にあたっての数値目標

基本理念の実現に向けた基本施策の成果や達成度を把握するため、主要な項目について数値目標を設定します。

指 標		現状値	目標値（H33）
朝食を欠食する市民の割合	小学6年生	6.8%	0%
	中学3年生	6.9%	
	市民	9.4%	5%以下
野菜を1日3回食べる市民の割合	小学6年生	41.5%	45%以上
	中学3年生	31.9%	
	市民	34.7%	
牛乳・乳製品を週5日以上とる市民の割合	小学6年生	75.3%	95%以上
	中学3年生	66.4%	55%以上
	市民	53.4%	
食事を家族などと一緒に食べる児童・生徒の割合	小学6年生	93.5%	100%
	中学3年生	86.6%	
食育に関心を持っている市民の割合		82.1%	90%以上
農業(畑作・酪農)体験をしたことのある市民の割合	小学6年生	96.3%	95%以上
	中学3年生	88.6%	75%以上
	市民	70.8%	
地元の農畜産物をよく使う市民の割合		66.2%	70%以上
学校給食における地場産野菜の導入率		53.7% ※1	70%以上
食育推進サポーター登録数		26個人・団体 ※2	35個人・団体以上

現状値は食育に関するアンケート（平成27年度）より（P51より掲載）

※1：平成27年度学校給食センター調べより

※2：平成27年度農政課調べより